

## 令和4年第4回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

## 1 議案及び諮問

番号	件名	説明
1	武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1440）	開館時間の見直しに伴い、所要の改正をするものである。  ・開館時間を1時間前倒し「午前10時から午後11時まで」を「午前9時から午後10時まで」とする。 ・開館時間の見直しに伴う別表の使用料等の改正
2	武蔵野市立吉祥寺シアター条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1474）	開館時間の見直しに伴い、所要の改正をするものである。  ・閉館時間を30分前倒し「午後10時30分まで」を「午後10時まで」とする。 ・開館時間の見直しに伴う別表の使用料等の改正
3	武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例	健康及び福祉に関する施策を推進するため、計画の策定及び評価に関する事項を調査し、及び審議する附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市健康福祉施策推進審議会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。 <b>武蔵野市健康福祉施策推進審議会の設置、所管事項、組織、任期等審議会に 関して必要な事項を定めるため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例 を制定する。</b>
4	武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1700）	現況の届出方法の見直しに伴い、所得の制限に係る対象期間の開始の日を改めるほか、所要の改正をするものである。  ・所得の制限に係る対象期間の開始の日を規則で定める日とする。 ・助成金の支給に係る申請を受給資格の認定の申請と併せて行うこととする <b>改正</b>
5	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1850）	国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるほか、所要の改正をするものである。  ・課税限度額の引上げを行う（基礎分63万円→65万円、後期高齢者支援金分19万円→20万円）。 ・その他所要の改正
6	武蔵野市消防団に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 2565）	消防団員の報酬を改めるほか、所要の改正をするものである。  ・消防団団長、副団長及び本部分団長の定年延長（60歳→65歳） ・報酬項目の新設及び改正 ・出勤報酬額の改正

7	令和4年度武蔵野市 一般会計補正予算 (第5回)	<p>◎4億9454万1千円補正増 (補正後の予算額756億2585万6千円)</p> <p>【歳出の主なもの】</p> <p>○総務費 ・市民活動推進事業費 1311万円補正増 (内訳) コミュニティセンターの管理運営に係るエネルギー価格高騰分電気料及びガス料 ・市民文化施設事業費 3357万2千円補正増 (内訳) 市民文化施設の管理運営に係るエネルギー価格高騰分電気料及びガス料</p> <p>○衛生費 ・保健衛生総務費 1億3569万3千円補正増 (内訳) 出産・子育て応援交付金の支給事務に係る消耗品、郵送料等事務費及び事業費(交付金) ほか ・予防費 8422万3千円補正増 (内訳) 高齢者インフルエンザ予防接種に係る委託料及び負担金 ・ごみ処理場費 2512万1千円補正増 (内訳) クリーンセンターの管理運営に係るエネルギー価格高騰分電気料</p> <p>○土木費 ・交通対策費 2100万円補正増 (内訳) 地域交通対策事業における公共交通事業者運行継続支援金</p> <p>○教育費 ・学校管理費(小学校費) 8318万4千円補正増 (内訳) 校舎等施設維持管理に係るエネルギー価格高騰分電気料及びガス料ほか</p> <p>【歳入の主なもの】</p> <p>○国庫支出金 国庫補助金 2億6606万円補正増 ○都支出金 都補助金 8688万円 補正増 ○繰越金 2億6660万9千円補正増</p> <p>【債務負担行為追加】</p> <p>・第一中学校改築工事 46億1557万8千円 ・第五中学校改築工事 45億7062万1千円 ほか</p>
8	令和4年度武蔵野市 国民健康保険事業会 計補正予算(第1 回)	◎1億4175万1千円補正増 (補正後の予算額134億1136万9千円)
9	令和4年度武蔵野市 水道事業会計補正予 算(第1回)	◎5441万7千円補正増 (補正後の水道事業費 37億4662万9千円)
10	武蔵野市個人情報の 保護に関する条例 (追加予定議案)	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関する事項その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。</p> <p><b>個人情報保護法で規定されている条例で定めることができる事項及び同法の趣旨の範囲内で個人情報の保護に関して市が独自に定める事項について規定するため、武蔵野市個人情報の保護に関する条例を制定する。</b></p>
11	武蔵野市情報公開・ 個人情報保護審査会 条例(追加予定議 案)	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正を踏まえ、武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続等について定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。</p> <p><b>武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会の設置、所掌事項、組織、調査審議の手続等を規定するため、武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する。</b></p>

12	武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例（追加予定議案）	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえ、武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会の設置、組織等について定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。</p> <p><b>武蔵野市個人情報保護審議会と武蔵野市情報公開委員会を統合し、武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会の設置、組織、所掌事務等を規定するため、武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例を制定する。</b></p>
13	武蔵野市死者情報の開示に関する条例（追加予定議案）	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえ、死者の情報の開示請求について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。</p> <p><b>特定の死者（被相続人）の情報に関する相続人等からの開示請求を現行の水準で維持するため、武蔵野市情報公開条例の特例として、特定の死者の情報について相続人等への開示に関する事項を定めるため、武蔵野市死者情報の開示に関する条例を制定する。</b></p>
14	武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.556）（追加予定議案）	<p>武蔵野市議会議員に係る期末手当の支給月数の変更に伴い、所要の改正をするものである。</p> <p><b>期末手当の支給月数の改定</b></p>
15	武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.583）（追加予定議案）	<p>武蔵野市特別職の職員に係る期末手当の支給月数の変更に伴い、所要の改正をするものである。</p> <p><b>期末手当の支給月数の改定</b></p>
16	武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.590）（追加予定議案）	<p>武蔵野市教育委員会教育長に係る期末手当の支給月数の変更に伴い、所要の改正をするものである。</p> <p><b>期末手当の支給月数の改定</b></p>
17	武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.593）（追加予定議案）	<p>一般職の職員の給与改定に伴い、所要の改正をするものである。</p> <p><b>・ 行政職給料表の改定 ・ 勤勉手当の支給月数の改定</b></p>